

芦総課第 3474号
平成22年3月25日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 重村 啓二郎 様

芦屋市長 山中 健

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成22年3月12日付け、芦監報第22号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、総務部課税課において、下記のとおり措置を講じました。

記

- 1 固定資産税・都市計画税の減免処理について（監査結果報告書5(2)エ）
減免処理について、減免申請書に減免処理日や減免理由等の記入漏れがないよう担当職員に指導し徹底します。
- 2 税務証明の発行事務について（監査結果報告書8(2)イ）
税務証明の発行に係る手数料の領収済通知書について、年度区分の記載誤りがないよう関係各課への指導を徹底します。
- 3 市税過誤納金の還付事務について（監査結果報告書8(2)エ）
 - (1) 支出決裁区分（職務権限規定）について
支出費目「償還金，利子及び割引料」から支出する還付（歳出還付）に係る支出決裁区分については、芦屋市職務権限規程 別表第1 個別権限事項表において、新たに専決事項並びに専決区分を規定する等の方策を主管課と調整し、適切な支出決裁行為を行うよう検討します。
 - (2) 重複納付に対する防止策について
未納者に対する督促状発送の際には、当初納付書との重複納付がないよう同封する案内文書に注意書きを記載し、また、市県民税の修正申告等に伴う修正後納付書の発送の際には、修正前納付書での重複納付がないよう送付文書に注意書きを記載する等、重複納付を未然に防止する方策を検討し、実施します。
 - (3) 還付未済について
還付未済分については、再度の還付通知を行う等の方策により、早急に還付するよう努めます。

4 支出事務について（監査結果報告書 9 (1)ア）

支出命令書兼支出負担行為書及び支出命令書の起案文書について，起案日と決裁日に齟齬がないよう注意します。

また，通行駐車料の資金前渡について，毎月清算処理を行うよう担当職員に指導し徹底します。

5 支出決裁等について（監査結果報告書 9 (1)イ）

年度開始前の契約準備行為としての実施決裁等について，その施行日を契約開始日とするよう徹底します。

また，市税口座振替出納事務取扱手数料の実施決裁及び支出負担行為に係る起案文書について，その起案日を委託契約金融機関から請求のあった日とするよう徹底します。

6 予算流用について（監査結果報告書 9 (1)ウ）

特別徴収及び普通徴収封入封緘作業に係る予算措置について，「業務委託料」として適切に予算措置を行います。

以 上

芦総収第 124 号
平成22年3月25日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 重村 啓二郎 様

芦屋市長 山 中 健

定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成22年3月12日付け，芦監報第22号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき，総務部収税課において，下記のとおり措置を講じました。

記

1 収納事務について（監査結果報告書7(4)ア）

窓口収納等に使用する領収証の原符と発行領収証に押す割印がないもの及び領収証冊子の交付年月日，使用開始年月日等にずれが生じている件について，領収証作成時には押印漏れがないよう指導しました。また，領収証冊子の交付年月日及び使用開始年月日等に使用日とずれが生じないように，記入にあたっては注意します。

2 支出事務について（監査結果報告書9(2)ア）

支出負担行為などの財務会計処理について，職務権限規程を基に表示誤りのないように注意します。また，通行駐車料の資金前渡の精算処理については，毎月精算処理します。

3 支出決裁について（監査結果報告書9(2)イ）

「電話等での市税及び保育料催告業務への人材派遣事業に係る労働者派遣契約の締結」で実施決裁の施行日が契約開始前の日付になっていた件について，平成22年度以降は契約開始日とするよう徹底します。

以上